

第十二卷 第四號

昭和二年十月一日發行

(通卷第四十八號)

研 究

明の四夷館に就いて

文學士 神田喜一郎

一

明の四夷館は四方の番夷から上つる所謂國書の
文書を翻譯する爲めに、明代に初めて設置せられ
官衙であつて、清朝には之を改めて四譯館と稱し
た。此の明の四夷館の建置沿革並に職制等に就い
ては、固り『大明會典』を始めとして、明代の官制
を書いたものには大體のことを記してゐるが、明

の嘉靖元年に上石せられた「翰林院四夷館題名
記」にさへ、既に「館之遷設。官之建置。歲月已
漫不可考。吾輩已失。今不圖。後嗣何觀。」とあ
り、同二十二年に始めて編纂せられた四夷館の
『館則』の序にも、亦た同じく「館之文獻。湮漫滋
久。法守寡稽。道莫折衷。」とある程であるから、
其の詳細の事實に至ると、猶更今日に在つては記

録の不備を歎せざるを得ないのである。是れ從來の東洋學者の間に、此の四夷館は相常深く注意せられてきたらしく想像せられるにも拘はらず、僅に佛蘭西のドヅェリアが、支那歴代の譯官の沿革を考證した『Le Collège des Interprètes en Chine』

と題する一遺書に多少説き及んでゐる以外に、殆ど何等纏つた研究の未だ發表せられてゐない所以であらう。尤もドヅェリアの書には、明の王宗載の『四夷館考』の如き稀觀の珍籍を利用して、其の點は大に多とすべきものがあるが、固り完全のものとは思はれぬ。然し四夷館に關する史料の近年新らたに知られるに至つたものがないではない。故富岡謙藏先生が晩年に獲られた叢書『文香』の中の『四譯館考』、『四譯館則』の如き、其の一例である。羅振玉氏が東方學會から出版せられた明鈔本『四夷館考』も、亦當然茲に擧げなければならぬであらう。私はこれらの新史料を盡く

通覽したわけではなく、唯だこの頃多少四夷館に就いて取調べた所があるので、まだ極めて不充分のものながら、それを書き付けて博雅の是正を仰ぎたく思ふ。

註(一) 首に「賜進士出身通議大夫吏部左侍郎國史副總裁戈陽

汪俊撰」さあり、『増定館則』卷十八に載す。『増定館則』に就いては註(七)を参照せられたい。

(二) 註(七)参照。序は嘉靖癸卯夏仲吉、汝陽の郭盛、字は一泉の撰に係る。

(三) H. Cordier, *Bibliotheca Sinica, Supplement*, col. 2628. 並に *Catalogue of the Asiatic Library of Dr. G. E. Morrison*, Part II, p. 71. 参照

(四) 此書の完本は私の未見のものである。錢曾の『讀書敏求記』卷二に著録して、「萬曆庚辰王宗載提督四夷館。蒐輯往牒。創爲此書。」とある。猶ほ近刊の『錢遵王讀書敏求記校證』には、種々補註があるから、参照の必要がある。また註(八)をも参照せられたい。

(五) 大正六年の夏、東京の田中文求堂が北京より將來したものである。其の何人の編纂に係るかは詳でない。明末清初に於ける諸種の刻本一百五十二部を合綴したもので、蓋し何人かゞ一の叢書を刻さんとして蒐輯しておいた底本らしい。

(六) 清の江繁の撰、此の書は『四庫全書總目提要』史部・政書類・典禮之屬・存目の中に解題が見えてゐる。

(七) 此の書は、明の嘉靖二十二年に郭壑の編纂した四夷館の『館則』と、それを萬曆四十年に洪文衡が補訂した『續增館則』と更に又それを崇禎三年に呂維祺が改正した『增定館則』との殘版を、清の康熙十二年に袁懋德が整理して其の上に清朝の故事を増入補刻した所のものである。それは「康熙癸丑季夏。翰林院提督四譯館太常寺少卿淑陽袁懋德六完氏題於玉堂分署」とある序に、「館舊有則。創于郭・洪兩公。至崇禎庚午。天中呂公。復增定之。迄今四十餘年。棗梨散佚。已亡其半。小史于舊本。鈔補成帙而已。余承既斯館。懼其久而盡失也。遂捐俸命工。畝者錢而足之。凡百四十有奇。而故書乃完。又增入本朝任事諸公。自孫北海先生。以洎于余。凡二十有一人焉。」とあるのに據つて知ることが出来る。いづれ此の書は近く羽田博士の努力によつて校刊せられる由であるから、必ずしも委しく説く要はなからう。因に『明史』藝文志に汪俊の『四夷館則例』二十卷を著録してゐる。汪俊は註(一)によつても知れるやうに四夷館に關係のあつた人物であるから、かくの如き編者のあつたといふことは敢て異むに足らないけれども、殆ど汪俊と時代を同ふした郭壑の『館則』の序に、全く汪俊に『四夷館則』の編著のあることを言つてゐないのは何故であらうか。私の推測する所では、『明史』藝文志の汪俊『四夷館

則例』といふのは郭壑のそれを誤つたのではなからうかと思ふ。それで私の本文には郭壑の『館則』を以て始めて編纂せられた四夷館の『館則』だとしておいたのである。

(八) 羅振玉氏の跋に、「此明人鈔本。下卷之首已缺損。無目錄序跋。亦無撰人姓氏。卷中凡詔勅朝廷我明等字。皆拾行。傳錄頗多譌舛。校以明史外國傳。每有異同。不能據以勘定。考述古堂書目。有四夷館考十卷。不著撰人名。明史藝文志。史部職官類。有汪俊四夷館則例二十卷。四夷館考二卷。此本與明史卷數相同。或即汪氏所著。爰遂寫官。錄副存之。」とある。但し前記『錢遵王讀書敏求記校證』には、此の書を王宗載の著であるを考へてゐるが、其の意見が當つてゐる。現に「暹羅館」の條に、「宗載承乏提督」云々の文が見えてゐることにても分ると思ふ。

二

支那の歴代の官制の上に、明の四夷館のやうな特別な官衙の設けられたことは、未だ嘗て見なかつた所である。明の丘濬は、其の設置の理由を説明して、「^也譯言之官。自古有之。然惟譯言語而已也。彼時外夷。猶未有字書。自佛敎入中國。始有天竺字。其後回回・女直・蒙古・緬甸。其國人之黠

慧者。各因其固俗而自爲一種字書。其來朝貢。及其陳設辨訴求索。各用其國書。必加翻譯。然後知其意嚮之所在。」と言ひ、更に四夷館を勅設した永樂帝の識見を賞してゐる。此の四夷館の勅設せられたのは、永樂五年のことであるが、其の以前からして四方の番夷の上つる表文は、丘濬の言ふやうに、皆それらの國書を用ひてゐたのであつて例へば、『明史』占城傳に、洪武四年、其の國王阿答阿の奉つた金葉表のことを記して、「長尺餘。廣五寸。刻本國字。」とあるし、また同淳泥傳に、洪武三年、其の國王馬合謨沙の奉つた表箋に就いて、「表用金。箋用銀。字近回鶻。皆縷之。」と傳へてゐる。かやうな國書の表文を奉じて來貢する者が繁くなつてくると共に、自然専ら其の翻譯を掌る四夷館の如き官衙の設置が必要になつてきたことは、殆ど疑ふべくもない。永樂帝の之を勅設したのは、當時に在つて、深く機宜を得たものであ

つたらうと思ふ。

いま『大明會典』⁽⁴⁾の「翰林院」の條に據ると、四夷館の建置沿革に就いて

凡四方番夷翻譯文字。永樂五年。設四夷館。內分八館
曰韃靼・女直・西番・西天・回回・百夷・高昌・緬甸……………
正德六年。增設八百館。萬曆七年。增設暹羅館。

とある。これは殆ど諸書の均しく記してゐる所であるが、更に委しく取調べてみると、先づ其の勅設の事實に就いて、『皇明實錄』永樂五年三月癸酉の條に、次の如き記事のあるのを發見する。即ち
因四夷朝貢。言語文字不通。命禮部選國子監生蔣禮等
三十八人。隸翰林院。習譯書。人月給米一石。遇開科
仍令就試。仍譯所作文字。合格准出身。置館於長安左
門外處之。

とある。尤も此の記事には單に館とあるのみであるが、其の四夷館を指してゐることは云ふまでもない。此の四夷館が翰林院に隸屬したことは、多

少來歴があるのであつて、これより前、洪武十五年に、翰林院の侍講火原潔及び同編修馬沙亦黑が命を奉じて『華夷譯語』を編纂したことがあつた。それは極めて有名な事實で、『皇明實錄』洪武十五年正月丙戌の條に、「命翰林院侍講火原潔等。編類華夷譯語。上以前元素無文字。發號施令。但借高昌之書。爲蒙古字。以通天下之言。乃命火原潔與編修馬沙亦黑等。以華言譯其語。凡天文・地理・人事・物類・服食・器用。靡不具載。復取元祕史參考。紐切其字。諧其聲音。既成。詔刊行之。自是使臣往復朔漠。皆能通達其情。」と記されてゐるが、黃佐の『翰林記』^(一三)には、此の『實錄』の文を節引して、「譯字官隸本院。蓋始於此。」と斷じてゐる。徐學聚の『國朝典彙』^(一四)なども、亦此の洪武十五年に於ける翰林院の『華夷譯語』編纂の事實を以て、其の「四夷館」の條の劈頭に掲げてゐることを見ると、殆ど『翰林記』と同じ意見であつ

たものらしい。また呂維祺の『增定館則』^(一五)でも、全然『國朝典彙』に依據して、同じ事實を記してゐるから、均しくさう認めてゐたことが分る。いづれにしても、洪武十五年の事實があるので、其の關係上、四夷館が翰林院の隸屬官として設置せられたことは、殆ど否定すべからざるものゝやうである。かく四夷館は翰林院に隸屬したから、其の建てられた場所なども、また自然翰林院に隣接してゐたことが見えてゐる。上引の『實錄』永樂五年三月癸酉の條には、「長安左門外」とあるが、これは『燕都游覽志』^(一六)に、「四夷館在玉河橋之西」とあるのと全く同じ地點を指すのであつて、翰林院も亦其の場所に在つたことは、『大明一統志』^(一七)に「翰林院在玉河西岸。四夷館隸焉。」とあるのに據つて、頗る明瞭と云はねばならぬ。清朝になつて四譯館と改稱せられ、正陽門外楊梅竹斜街に移置せられるまでは、^(一八)明代を通じて、四夷館の此の場

所は、久しく動かされなかつたのである。

猶ほ四夷館が翰林院の隸屬官たることは、是れまた明代を通じて變更せられることはなかつた。

萬曆重修の『大明會典』にも四夷館を翰林院の隸屬官として記載してゐる。然るに獨り『明史』職官志には、弘治七年、改めて太常に隸すとある。

即ち其の「四夷館」の條に

弘治七年。始増設太常寺卿・少卿各一員。爲提督。遂改隸太常。

と見えてゐるのである。此の太常寺卿・少卿各一員が弘治七年以來四夷館の提督となる定例の開かれたことは、『大明會典』にも、「提督四夷館一員」の條下に

弘治七年。内閣題設太常寺卿・少卿。各一員提督

とあつて事實であるが、決して改めて太常寺に隸すとはない。若しさう改められたのであつたならば、萬曆の『大明會典』には、無論四夷館を太常

寺の隸屬官として擧げてゐなければならぬ筈である。然るにそのことのないのは、即ち『明史』職官志の誤謬であることを證し得ると思ふ。

永樂五年に勅設せられた當時の四譯館が、韃靼・女直・西番・西天・回回・百夷・高昌・緬甸の八館に分つてゐたこと、並に其の後正徳六年に八百館が増設せられ、また尋いで萬曆七年に暹羅館が増設せられたことは、既に上引の『大明會典』に見える所である。此の中、最後に設置せられた暹羅館の如きは、當然夙くに設置せらるべきものであつたらしいのに、其のことが無かつた爲めに、少なからず不都合を生じたやうで、『明史』暹羅傳を見ると、「弘治十年入貢。時四夷館無暹羅譯字官。閣臣徐溥等請。移牒廣東。訪取能通彼國言語文字者。赴京備用之。從之。」とか、或は又「正徳十年。進金葉表朝貢。館中無識其字者。閣臣梁儲等請。選留其使一二人。入館肄習。報可。」とかの記事が見え

てゐる。かういふわけで、遂に萬曆七年に及んで

當時の重臣張居正の上奏(上)の結果、其の設置を見る

に至つたものである。王宗載の『四夷館考』には、

其の「西番館」の條に、「今上神宗を指す 嗣曆之六年萬曆六年

六。余承乏提督。會暹羅使者來庭。始闢館。授譯

課。業少間輒進。夷使而詢之。具述彼國之山川。

道里・食貨・謠俗。如在掌。」とあり、又「暹羅館」

の條に「〔萬曆〕六年十月。該內閣大學士張等題。

據提督少卿蕭稟呈。請於本館。添設暹羅一館。考

選世業子弟馬應坤等十名送館教習。」とある。

次に以上の韃靼・女直・西番・西天・回回・百夷・高

昌・緬甸・八百・暹羅の十館に於て、それ／＼翻譯

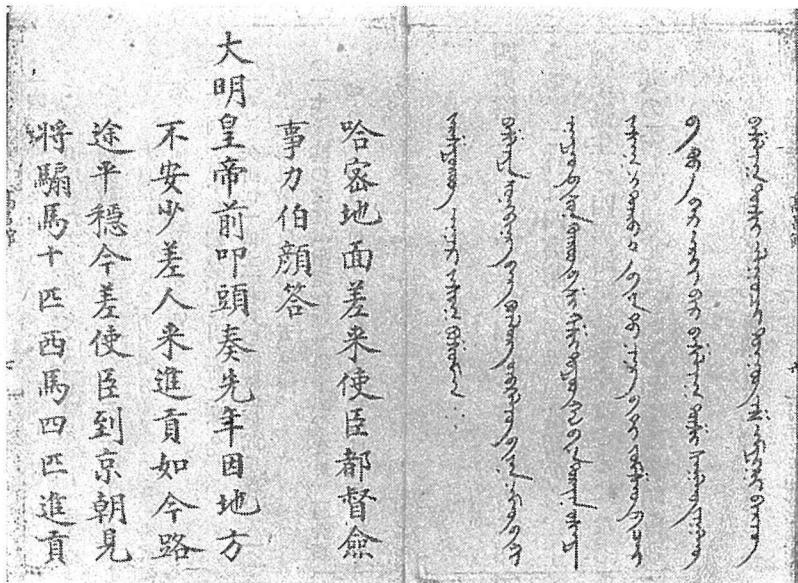
を取扱つたのは如何なる文字であつて、また如何

なる國語であつたかを研究しておく必要がある。

これは四夷館の研究の中でも最も重要な事項であ

るが、實は其の詳細に至ると、各館で種々編纂せ

られた『華夷譯語』の研究からして試みなければ



哈密地面差米使臣都督僉
事力伯顏答

大明皇帝前叩頭奏先年因地方
不安少差人米進貢如今路
途平穩今差使臣到京朝見
將驃馬十匹西馬四匹進貢

ならぬ。然るに此の『華夷譯語』は、我が國では東洋文庫本・水戸彰考館本を始めとして、其の他諸種の傳本があるけれども、いづれも皆完帙でなくまた歐洲諸國にも、大英博物館本・巴里國民圖書館本・巴里亞細亞協會本・柏林國立圖書館本等の異本が存在するし、是非とも彼此相參照して研究すべきものであつて、中々一朝一夕に成し得る容易の業でない。幸に東洋文庫の石田幹之助學士に豫て其の企圖のあることを聞いてゐるから、私は偏にそれを鶴首して待つてゐるのである。

註(九) 『大學衍義補』卷一百四十五、「譯言賓待之禮」の條。

(一〇) 茲に引用したのは萬曆重修本である。正徳の『會典』は見るこゝが出来なかつた。「翰林院」の條は、其の卷二百二十一にある。猶ほ四夷館の建置沿革に就いて、茲に引用した「翰林院」の條と殆ど同様の文が、また萬曆本の卷二官制一、翰林院、「提督四夷館官一員」の條にも見えてゐる。

(一一) 卷十四、「稽考四夷館課程」の條。
(一二) 卷六十、吏部二十七。

(一三) 卷二、「建設」の條。

(一四) 清の朱彝尊の『日下舊聞』卷十に引く所に據る。因に茲に引用した文の直ぐ次に、「永樂五年十一月始設」とあつて、四夷館の初設せられたのを永樂五年十一月としてゐる。これは『實錄』に三月とあるのこゝ、月が一致せない。恐らく何かの誤であると思ふ。

(一五) 『日下舊聞』卷十に引く所に據る。

(一六) 矢野仁一博士「北京の露國公使館に就いて」(『藝文』第六年第九號所收)の註(五)參照。

(一七) 其の文は『増定館則』卷十二、文史、題奏類一に載せられてゐる。但し『張太岳文集』には見えないやうである。

三

四夷館に在つて、専ら翻譯を掌つたのは譯字官である。これは四夷館の初設の當初から、主として國子監生を四夷館で養成することになつてゐた。其の委しい規定は、左の如く『大明會典』^(一八)に見えてゐる。

凡四夷館習譯監生子弟。舊例月支一石。會官考試。一年。通習者與冠帶。全不通者。黜退。正統元年奏定。

考中一等着冠帶。爲譯字官。又一年再考中。授職。弘治三年奏准。子弟不許別圖出身。三年後考中食糧。月給米一石。又三年考中冠帶。爲譯字官。又三年考中。授序班職事。初試不中者。許再試。三試不中者。黜退爲民。監生初入館。照坐監例食糧。三年考中。食糧一石。家小糧仍舊。又三年考中。冠帶。又三年考中。授從八品職事。三試不中者。送回本監別用。其會習舉業者。非精通譯字。不准應試。八年奏准。子弟有願科舉者。考送順天府應試。嘉靖元年令譯。譯字生習學三年。會考不中。徑黜爲民。六年不中。給與冠帶。九年不中。授應得職銜。俱回籍閒住。免其雜泛差徭。其有資稟年歲相應。尙堪作養者。聽翰林院酌量。許其再試。二十一年題准。譯字生初試譯業精通者。照例食糧。習學辦事。譯業粗通。資稟年歲尙堪策勵者。姑送館習學。不許食糧。俟三年滿日再試。其譯事差謬。習學無成。畏避考試。臨考不到。與未經起送。及原係納賄資緣者。俱革黜爲民。

然し、最初四夷館の初設せられた際に、國子監

生を選んで譯書を習はしめた時、國子監生の多くは、かゝる番夷の文字を學習せしめられることを餘り潔しとはせなかつたやうである。そのことは『國朝典彙』に

永樂十九年八月。上謂。諸番字中國宜解其義。因選太學生聰明者習之。諸生多不悅。輒生謗議。上怒。將罪之。學士楊榮赦免。遂命掌之。訓迪得宜。自是帖服。率皆有成。有官至五六品者。

とある記事によつて窺はれる。然しまた稀には譯書に熱心な者が無いではなかつた。王直の「秦主事墓誌銘」を見ると、秦初といふ人物の極めて譯書に熱心であつたことを傳へてゐる。即ち

禮部主事秦君初。字性初。越之山陰人。……君自少喜學。爲郡庠弟子。嘗作樓讀書。扁曰凌雲。以示志。永樂辛卯。領鄉薦。明年會試不偶。遂入太學。益自勵弗懈。太宗皇帝在位。四夷賓貢無虛日。上亦欲大鎮撫之。盡通其文字。命選太學生之愿而敏者。入翰林習之。

君在選。習西天書。然志彌厲。必欲兼盡其美。再試禮部。凡三場文字。又以西天書翻譯成篇。主司嘉其能。取以進。及廷對亦然。遂賜進士出身。爲翰林庶吉士。未幾除檢討。授從仕郎。凡西天譯書。皆與執筆焉。……正統六年二十一日。以疾卒于官。年五十七。

とある。これなどは殆ど異數と云ふべきものであらうが、それでも單なる譯字官として終るのは、餘程嫌であつたことが見える。かゝる事情であつたから、自然四夷館で譯書を習ふ國子監生の數は次第に減少して、其の代りに、他で餘り重く用ひられない寧ろ無賴の徒が、私かに四夷館の教師に投托して、之を習ふやうになる傾向が生じてきた。而してこれらの徒は、時に番夷を内通して私利を營んだりすることもあつて、其の弊害が段々甚しくなつてきたやうである。天順年間に、禮部左侍郎鄒翰の上つた左の秦疏の一節は、^(三二)その間の事情を能く物語つてゐると思ふ。

永樂間。翰林院譯寫番字。俱於國子監選取監生習用。近年以來。官員軍民匠作子弟。投托教師。私自習學。濫求進用。況番字文書。多關邊務。教習既濫。不免透漏夷情。令勅翰林院。今後各館有缺。仍照永樂間例。選取年幼俊秀監生。送館習學。其教師不許擅留。各家子弟私習。及徇私舉保上命。今後敢有私自教習漏夷情者。皆重罪不宥。

また、『國朝典彙』^(三三)に、次のやうな記事が見える。
〔天順〕三年四月。禮部奏。四夷館譯字官生。見有一百五十四員名。而教師馬銘又違例私收子弟一百三十六名。以希進用。上命禮部。會官考選。精通者量留。餘送夷部。改用子弟。俱遣寧家。後有私自教習者。必罪不赦。

この四夷館の教師馬銘が例に違つて私かに收めた子弟一百三十六名を、斷然たる處置に出ないで、其の譯書に精通した者を、特に禮部で考選した如きは、當時如何に譯字官の希望者が尠く、實際は困つてゐたかを知ることが出來やう。それで『大

『明會典』に見えてゐるが如き最初の規定は、既に殆ど空文に等しくなつてしまつてゐたのである。少し時代は降るけれども、嘉靖の頃になると、其の十六年に一度譯字官生の考試があつてから、其の四十五年まで、約三十年間は全く行はれなかつた。それから又萬曆六年に暹羅館が増設せられるまで十餘年間に絶するといふ有様であつた。而して此の頃になると、國子監生を選ぶことが絶えて、四夷館の譯字官は一種の世業と爲つてしまつて其の子弟を専ら養成したものである。それに其の間種々の弊害は相變らず盛に生じたらしい。徐階の左の奏疏(附註)を讀めば、其の當時の事情が判然と能く窺はれる。稍長いけれども、重要なものであるから、左の全文を引用することゝする。

請考補四夷館譯字生

據提督四夷館太常寺少卿丘岳呈。據韃靼等館教師署正等官顧禕等屢次呈稱。各館缺人習譯。乞要選收世業

子弟作養等因。到職。看得夷館番文。上國所以通知遠情。必須素學預教。乃能諳曉精通。我祖宗設置九館。

以待外番。選取子弟。以習譯業。其食糧冠帶授職。俱有成限。定制立法。可謂至精至備矣。但自嘉靖十六年考收之後。今將三十年。中間所收子弟率多事故更遷。

見今各館。惟韃靼女直等館。共止有譯字官四員。回回。西番。高昌。八百等館。雖有教師一二員。並無一名子弟習學。至於百夷西天等館。教師久已病故。緬甸館。師生俱各故絕。其見在教師。又皆正德初年選入者。年深

齒邁。精力衰頹。每年各夷進到番文。及勅諭夷使事務。頗爲繁劇。乃責成於一二教師。而使之辯。譯寫未免苦難遲滯。是以夷人不得即回。坐費國家供億。況番文字

跡種種不同。形畫各殊。情僞頓別。全與漢文大異。尤非學者一朝一夕所能通曉。失今若不早收作養。不惟目前缺人。任用不敷。抑恐將來譯業無傳。番文潰脫。誤

事不小。合無俯從各官所呈。查照先年舊例。題請。恭候命下。照依選收太醫院醫生事體。容令本館教師。各

具重甘結狀。保舉各官名下的親世業子弟。聽禮部會官

考試。選其資稟年歲相應。通曉本等藝業。堪以作養者數十名。酌量各館文書繁簡。擬定各數。轉送翰林院。分撥各館肄業。不許在京富商外省粟監。及勢家子弟。冒籍頂名。希圖進用。以開資緣奔競之門。加有此輩朦朧入選之事。後或人首發。或查訪得出。不論入館年月久近。定行黜退爲民。仍將本館保結教師。一併參送法司。究問如此。庶奸弊可除。譯習得人。亦不失聖朝懷撫四夷之意矣。至於增補教師。申飾學規。修理館舍。供給紙劄。一應合用事宜。俟選收畢日。職再詳議。呈奪施行等因。到閣。臣等切惟。譯字官生。所以譯寫番文。上之朝廷。以通知各夷之情。施制馭綏來之策。關係本重。今積三十年。不行收補。或一館僅有一二。或一館俱已故絕。將來失學誤事。誠有如少卿丘岳之所慮者。願前此收補之門路太廣。而不稽其所習之業。是以富豪權勢目不識字之人。各得行賄請託。乘機求進。以致公議不容。竟從罷革。後之當事者。不咎其所行之不善。遂併收補而廢之。是前者假公以營私。固爲壞國家之法。而後者謀身而避事。亦無所益於國家之計也。今丘岳議

欲盡杜傍蹊止。令各館教師。結送各官名下的親世業子弟。聽禮部照例考試。選其資稟年歲相應。通曉本等藝業者。送院作養。其有朦朧冒選者。日後事發。卽行黜退。並將原保教師參問。似於修業革弊二者俱得。臣等謹用具題伏乞勅下禮部。再行詳議。題請施行。嘉靖四十五年正月二十九日。奉聖旨。禮部知道。

かゝる状態で、明末になると四夷館は益々衰微したものと見えて、錢曾の『讀書敏求記』に王宗載の『四夷館考』を著録して、そこに、「四夷館……迨後肆習既廢。籍記無徵。此館幾爲馬肆。」とさへ極言してゐる。此の言葉は、恐らく『四夷館考』の序文を引用したものと**思はれるが、いづれにしても四夷館の不振は甚しかつたらしい。嘉靖以後、萬曆、崇禎と幾度か四夷館の『館則』が編纂せられたり、王宗載の『四夷館考』の如き著書の現はれたりしたのは、要するに衰微した四夷館を見て、其の盛時の有様を傳へると共に、之によ**

つて再び復興を計らうとするの努力であつたのである。然るに其の效果を見ない間に明の四夷館はやがて清朝の四譯館と變つてしまつたのである。

註(一八) 萬曆重修本卷二百二十一

(一九) 註(十二)に同じ。

(二〇) 『重編王文端公文集』卷三十二に載す。

(二一) 『國朝典彙』卷六十、「四夷館」の條に引く所に據る。

(二二) 同上。

(二三) 『増定館則』卷十二、文史、題奏類一に載せてある沈

一貫の「萬曆三十一年五月題選譯字生稿」に據る。

(二四) 徐階の『世經堂集』卷七に載す。また『増定館則』

卷十二にも載つてゐるが、茲には『世經堂集』から引用した。『増定館則』には、「嘉靖四十五年正月題選譯字生稿」

とあつて、それから本文の始めに、「少師兼太子太師吏部尙書建極殿大學士臣徐階等謹題。爲久缺譯字生。懇乞照例。題請選收作養。以備任使事。」とある。

(二四) 王宗載の『四夷館考』の中には、其の他、「西天館」

の條に、「本館雖設有專官。其所習番文止眞實名經。不可通於文移往來。似屬贅疣。不知當時開館傳習。何以止此。

此當再考也。」と、頗りに西天館の殆ど空設に等しかつた、ことを記してゐる。

四

さて四夷館の譯字官の養成につとめた教師には如何なる人物が任せられたのであつたらうか。それには無論支那人が多く、またそれらの支那人は譯學を世業とした者であつたと思はれるが、其の他に外國人も尠くは無かつたと思ふ。最初四夷館の初設せられた永樂の初年には、元朝から轉任した外國人、例へば彼の洪武十五年に於ける『華夷譯語』の編纂に關係した火原潔や馬沙亦黑(五五)の如き者がまだ多少は残つてゐて、四夷館の教師を勤めはしなかつたかと思像せられる。其の一例とも云ふべきものは、明の王鏊の撰した「弘治五年壬子九月勅建淨覺寺禮拜寺碑記」に見えた西域魯密國人可馬魯丁・亦卜刺金である。即ち其の碑記に

洪武二十一年。有可馬魯丁亦刺金等。原係西域魯密國人。爲征金山開元地面。遂從金山境內。隨宋國公歸附

中華。欽蒙高帝喜其賓服。賞及棉絲銀鈔等物。著落禮

部。給與脚力。前往永平府。擧取家小。赴京居住。因而勅建二寺安札。將可馬魯丁等五戶。分在望月樓淨覺寺住。將亦卜刺金等八戶。分在城南禮拜寺居住。子孫習學真經。朝夕禮拜。祝延聖壽。寄籍江甯縣。優免善役。永樂三年二月內。欽取四戶上京。著在四譯館教習。子孫至今優免善役。

とある。これに據ると、永樂三年に上京せしめられたのは、必ずしも可馬魯丁・亦卜刺金その者ではなく、此の二人の一族のものであつたかも知れないけれども、兎も角、元朝から歸順した西域人の或る者が四夷館の教師に任せられたのである。此の後になると、外國人を四夷館の教師に任じた例は相當多く見えてゐる。例へば王宗載の『四夷館考』の「緬甸館」の條に

先是緬甸人。當內雲清班思傑。康刺改潘達速。已扯盼六名。以進貢至京。俱留本館教授。景泰二年。緬甸宣慰。善其魯雷古進貢。並還當內等。本院學士陳以譯字生王

暎等習學未成。請勿遣還。天順二年。復差雷古進貢。並取當丙等。仍不許。後俱卒于官。

とある。偶々進貢に使した緬甸人六名を無理に留めし四夷館の教師に任じ、遂に其の六名は歸國を許されずして官に卒したといふのである。また正徳十年に暹羅の使者が進貢した時にも、亦其の使者を留めて四夷館の教師に任じてゐる。其の事實は同じく王宗載の『四夷館考』の「暹羅館」の條に見えてゐる所であるが、當時これを上奏した靳貴の奏議が靳貴の『戒菴文集』に出てゐるから、左に抄出しておかう。例の『増定館則』の題奏類のところ、當然收めらるべき性質のものであるのに俟してゐるやうである。

暫留遠人教習以便審譯事疏

題爲暫留遠人教習以便審譯事。據提督四夷館太常寺卿沈冬魁等呈。該回回館教習主簿王祥等呈。切照。本館專一譯寫回回字。凡遇海中諸國如古城・暹羅等處進貢

來文。亦附本館帶譯。但各國土語土字。與回回不同。審譯之際。全憑通事講說。及至降勅回賜等項。俱用回回字。今次有暹羅國王差人來京進貢。金葉表文。無人識認。節次審譯不便。及查得。近年八百火甸等處夷字失傳。該內閣具題。暫留差來頭目蓋者哥。在館教習。漸有成效。合無比照蓋者哥事例。於暹羅國來夷人內。選留一二名在館。並選各館官下世業子弟數名送館。令其教習待有成之日。將本夷照例。送回本土等因。實爲便益。據此臣等看得。習譯夷字。以通朝貢。係是重事。今暹羅夷字。委的缺人教習。相應處置。合無着禮部行令大通事並主簿王祥等。將本國差來通曉夷字人。再加審譯。暫留一二在館教習。待教育成效。奏請照例送回。庶日後審譯不致差誤。緣係暫留遠人教習事理。未敢擅便。謹題請旨

意ふに、此の暹羅人を留めたこと、云ひ、前の緬甸人を留めたこと、云ひ、共に彼れ等こそ氣の毒な犠牲になつたものであるが、かくの如き例は獨り暹羅人や緬甸人に對してのみに止らず、屢々何國

人に對しても行はれた所であらう。洵に彼れ等に
とつては殘酷な處置であつたと云はねばならぬ。
明の四夷館に就いて研究すべき事柄は、固りま
だく殘つてゐる。そのみならず、上に述べて
きた諸點に就いてもまだく、研究を要するので
ある。いづれ再び稿を改めて是正を仰ぐべき機會
もあらう。

(註)(二五) 羽田亨博士「華夷譯語の編者馬沙亦黑」(東洋學

報第七卷第三號所收) 參照。

(二六) 『清眞釋疑補輯』卷下に引く所に據る。因に東洋學報第十六卷第一號所收の桑田六郎氏の「禮拜寺巡り」の中に此の文に言及して、其の清朝以後の人の作に係ることを斷ぜられてゐる。而して作者の王鑿は如何なる人物か分らぬと云つてゐられるけれども、王鑿は有名な明の學者であつて、『明史』卷一百八十一に立派に本傳もある。其の文集を『震澤文集』といふが、此の文は不幸に見えてゐない。然し私は決して偽作ではないと思ふ。文中に「四譯館とあつて「四夷館」に作つてゐない」と桑田氏は云はれるけれども、これは若し原碑にさうあれば兎に角、清朝の書物には夷の字を諱んで、之を故ら彝の字に代へるのが通

例になつてゐる位である。かゝるわけで原碑には「四夷館」とあるのを、特に「四譯館」と改めたのであると思ふ。また桑田氏は明の四夷館を萬曆四年に創設せられたと同じ個所に述べられてゐるが未だ據る所を知らない。更に魯密國は『明史』の魯迷で、明に入貢したのは嘉靖三年に始るから、其の以前に同國の人間が來たことは受け取れない。

いさ考へられてゐるらしいが、魯密の可馬魯丁・亦卜刺金の二人は、夙く元末に支那に來てゐたのであるから、必ずしも魯迷の明に入貢した年代を問題にする必要はなからう。私は桑田氏の論據だけでは、此の文を清朝人の偽作と信するに躊躇する。やはり王鏊の作としてよいと思ふ。

(二七) 卷三。

西陣撰糸仲買仲間の研究

——本庄博士『西陣研究』の批判——

澤 田 章

一 序 言

織物といへば何人も西陣を稱し、西陣といへば直に織物の代名詞の如くに人口に膾炙し、今日その聲價の遠く海外に迄及べる事は誠に我國の誇である。この西陣機業の起源に就いては古く奈良朝に遡るべきであるが、今日の盛況を見るに至つた由來は桃山時代以後江戸時代に於て非常なる發達

を遂げた結果である。

西陣機業の生産品は江戸時代の初期に於ては主として撰糸類であつた。色物類を盛に産出するやうになつたのは享保以後の事である。それ故西陣の生産品を取引する仲買を撰糸仲買商と稱した。西陣には織屋組合が早くから出來て居て、この織屋組合より撰糸仲買に取引し、撰糸仲買より更に